

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 25 日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第 11 号

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を
改正する規則

第1条 小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和52年
小牧岩倉衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第7条第6項ただし書」を「第7条第7項ただし
書」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第20条の表中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000
円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に、
「15,800円」を「16,600円」に、「18,700円」を「19,700
円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「24,400円」
を「25,900円」に、「26,200円」を「29,100円」に、
「28,000円」を「32,300円」に、「29,800円」を「35,500
円」に、「31,600円」を「38,700円」に改める。

第23条第3項中「第24条」を「次条」に改める。

第31条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、
同項第2号中「22,000円」を「23,500円」に改め、同条第3
項中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第36条第7項第1号中「100分の210」を「100分の215」
に、「100分の250」を「100分の255」に改め、同項第2号
中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」
を「100分の125」に改める。

第2条 小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を次
のように改正する。

第20条の表中

「

| | |
|--------------|---------|
| 片道60キロメートル以上 | 38,700円 |
|--------------|---------|

」

を

「

| | |
|----------------------|---------|
| 片道60キロメートル以上65キロメートル | 38,700円 |
|----------------------|---------|

| | |
|-----------------------------|----------|
| 未満 | |
| 片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 | 42,200 円 |
| 片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 | 45,700 円 |
| 片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 | 49,200 円 |
| 片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 | 52,700 円 |
| 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満 | 56,200 円 |
| 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満 | 59,600 円 |
| 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満 | 63,000 円 |
| 片道 100 キロメートル以上 | 66,400 円 |

」

に改める。

第36条第7項第1号中「100分の215」を「100分の212.5」に、「100分の255」を「100分の252.5」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改定後的小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則第20条並びに第31条第2項及び第3項の規定は令和7年4月1日から、第36条第7項の規定は令和7年12月1日から適用する。